

「第4回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

Q. 「議会改革」「議会基本条例」「定数問題」等について	
1 議会の見解	現在知立市議会では、25年3月議会に議会基本条例制定を目指して策定作業を進めています。関係する情報は、議会広報紙「こんにちは知立市議会です」やホームページ等で全て公表しています。議会の役割や使命は、8月4日開催の第3回議会報告会の質問でも出され、今回の議会報告会の参加者に、回答書をお配りしたところであり、常時ホームページで掲載しています。また、定数・報酬問題も、25年3月までに一定の結論を出すべく、現在議会改革特別委員会で協議しており、過去、随時議論の経過や各会派の考え方などをピックアップして、議会報告会で報告したり、議会だよりやホームページで公表しています。本会議の議事録も、平成15年分（委員会は平成20年分）から公表し、地方自治法で規定の情報公開や説明責任を果しながら、オープンな議会を目指し努力を重ねています。平成25年1月26日開催の議会基本条例シンポジウムや、2月上旬に予定しております市民に対する意見募集で、市民の意見をしっかり把握し、さらに今日までに議会報告会やアンケート等で寄せられた意見や市民の貴重な声を尊重して、集大成の議会基本条例にできる限り反映できるように努力していきます。条例制定までに、いろいろな機会を通じて意見や声をお寄せ下さい。

Q. 「議会報告会」のあり方について	
2 議会の見解	議会報告会は、平成25年3月提案予定の議会基本条例第10条に開催が規定されています。今日までの4回の報告会は、一刻も早く市民と親しく意見交換を行うために、先行して開催しているものです。現在、議会改革特別委員会で、1年間の開催結果を検証しながら、実施要綱の策定作業をしています。今回の第4回議会報告会では、市民との意見交換会のテーマを3つに分けて行う従来の方法を、フリーで意見を出してもらう方法に変更しました。委員長報告や全体の開催のあり方など、今後も分かりやすく聞きやすい委員長報告のやり方や質疑応答の仕組みなど、多くの市民が参加しやすい議会報告会を目指して、創意工夫を図りながら取り組んでいきます。なお、次回は、議会基本条例シンポジウム兼第5回議会報告会として平成25年1月26日（土）PM1：30より開催します。野村稔氏（元全国市議会議長会議事調査部長）の基調講演と市民代表のパネリストを迎えシンポジウムなどを開催します。多くの市民の皆様のご参加をお待ちしています。

Q. 「行政評価制度」について		
3	議会の見解	行政評価につきましては、知立市の最上位法であります、「知立市まちづくり基本条例」第13条第2項に、「市は、前項に規定する総合計画の進捗状況を明らかにするとともに、行政評価を行い、その結果を公表しなければなりません」と規定され、また、第3項に、「市は、総合計画及び行政評価に連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければなりません」と規定されています。議会としては、本条例に、市の行政評価の実施義務が明快に規定されている以上、この根拠に基づき、市は、毎年度、しっかりと行政評価を実施し、市民に公表していくことは当然の責務であると考えます。今後議会として、現況や実態を調査し、条例に基づいた的確な対応を求めています。